

御字 御佛殿 御筆福之良御筆之御衣御
比下敷古刀之常之御初之御衣御之御
古刀中之常之御

古刀中之常之御

正徳二年十一月十七日

石大藏令 宣旨令條

教令類纂初集十三

御書部 附殺生 自天正十一年 至宝永七年

天正十一年十一月六日

駿州富士上方科水口御見忌及地及御所
人員拾同之方先許奉石御書不可有
相遠然去每年集御書之進之御書集
不見其年之人是及之御書之御書

天正十一年十一月六日 阿波若九御書

御朱印

石十二本御制法

寛永之丙寅年三月

覺

一 御朱印見方は若くは身事奉らば
P 及彼人組若くは年果書き書
ゆへ見方は商人御慶受て下事

付初果見方は若くは身事奉らば

一倍と下事

一 果書き果をかき又一果の内書

せぬと云ふは書きかきは下曲事縦後日に

お書かすつと云ふ身事奉らば及御法一紙

たよの事初死罪事

一 御朱印をぬきみは若くは身事奉らば

ハ縦同類よりと云ふも科をゆへし御慶受

うて金子み給あてて下し奉

石下お尋此旨との也仍白紙執達件

寛永三年寅三月日 奉行

石拾之本御制法
合條記 証法度 御制法
條令 慶延令條 东武実録

寛永六戊辰年十月廿八日 江戸近邊御鷹

場ノ御汰度 仰せ出サレ御代官之

面々是ヲ奉リ村里ニ相觸ル

村の名

一 御鷹 御意そつかり此御判

御鷹 木札あててあり御鷹改御判お送

なるをこのはははりせり奉

一 上下のと成と御鷹ハ御鷹場ノ内をかり

宿次りてお送奉

一 御判あててありははりて御鷹師とてあり

一 並あててあり奉

一 御判所へてしるべき事のいひよき見せし者

石上川原安の事下り見のうらら

前者曲事にては 作付事

一 在りしにありし事の一に重なる

うらら

石上川原安の事下り見のうらら

寛永六年十月廿八日

此御法度書お觸る村へ事

一 志上り 一 小塚系

一 板橋 一 志上

一 浅草 一 上場

一 上 一 上汲

一 上りしかり 一 小川

以上十村倉橋店を觸る

一 芝居 一 たきのほか

一 とうが村 一 とうが

一 物川村
一 くらきさや

一 かさ井
一 市川

一 まつと村
一 くらあさ

一 くらおのり
一 とかさ敷

一 ささぬ村
一 ほんかさぬ

一 もらちやう
一 そみまき村

一 さぬま村
一 ぬま

一 くらぬ村
一 小雲川村

一 さめ村
一 くらもと村

一 やのう村
一 くらうらう村

一 以上武拾田村伊丹理右衛門是を觸家

一 わうと村
一 いと淵村

一 くら柳村
一 くらかや

一 小石川村

一 以上み村本朝辰左衛門是を觸家

一 志村
一 くらつか村

一 比上二村次田平左衛門是を觸る

一 うらら村

一 中村浦左衛門是を觸る

一 よの村

一 う魚たへ

一 比上二村服部忠左衛門是を觸る

一 六々

一 むまむら

一 津かま村

一 ちと村

一 屋くら村

一 大井村

一 小松村

一 池上

一 うのま村

一 みまの口村

一 比上十村小泉次左衛門是を觸る

一 石原忠平本札渡り

一 ちと村

一 水原伊織

一 ちと村

一 戸田久助

一 ちと村

一 小栗長左衛門

一 ちと村

一 阿部新左衛門

石東氏実録

正保四丁亥年十一月七日

定

- 一 此宿場におわく暇無くしつひに外宿を致
殺生者ありて精を入に油取の兒あり奉
- 一 御意に由りて此宿にうひ又ハ何程に殺
殺生者ありていふた見がし一は身改に依

- 一 其仁神屋にこと送とけりし松平伊豆守
取との源進に表示のありて是は殺てハ志り
と任取もあきりてははる事と伊豆守取と
可送御に自然見透夢のうひよおわくハ
そ村中のそのゆせんとのよ下為曲事あり
一 夜中に殺生しすそのとまきりる夜中あり
一 一のお改に縦目類よりともりあはれ
ハ其科をゆりてそおより為此廢矣或

金銀或は身の内白濁をとりて奉

右條くのおおし旨も也依執達也件

正保四年十一月七日

奉行

右十二本所制法

寛文七丁未年九月廿七日

覚

一 今度御舊く御免札く 御免申す

作付の向後才子く候を不及り以扶助く

御免たりと云右札を持して取り候

候て為御止然上を御免見く申す外誰

も成終末く所く札改く時 御免申す迄礼

見ても可申奉

一 御免申すく札を御免方より院文書候

の爲に用事

一 御免申す中子等と終末く所く申す可御免

一 市本一切伐採屋々々以爲之と云々可々百姓
市町高賣物買入〜以爲用事云々云々
市町高賣物買入〜以爲用事云々云々
遠省と後日お夢〜云々商人云々句禱其
師通又〜組改と云々〜云々爲曲事〜條云々
入急急度〜云々付事

一 解英〜云々云々時後人〜云々云々若急
仕給又〜云々〜云々宗門〜云々〜云々の根子

一 急入〜云々成者〜云々云々在向後云々云々
〜云々師通と可爲曲事并云々
〜云々者〜云々云々由〜云々採札を以て後云々の爲
備止事

一 附師退布〜札誰人〜一切〜云々云々
〜云々新〜云々〜云々札〜云々の爲云々
一 師退布〜札を以て後云々云々急度〜云々
方と〜達案數金〜云々根仕〜云々若急急度

河之水以文之師道不怠成尸身より可為
曲事長

一 此技持人ノ解其弟子不之能去之謂之「村」
本日以前ノ遠島人ノ事

附此書ノ解百姓役ニあて持せらるる為
自身持系下仕事

一 白鳥ノ夏喰序ノ類鴨ノ類ニ諸鳥白鳥
唐ノ路ノ大位諸水札物首鴨川鳥鶉雲雀

等一切鳥ノ事此外物鳥鶉志四月より
七月迄下仕事

一 先條ノ事ノ事取ルル八月朔日ノ之月晦日ノハ
田ノ張切綱并鳩ノ綱下仕事

一 御黒巾ノ札毎季春一度秋一度此書師取
急度可相改事

右條ノ事取急度ノ事ノ渡魚子ノ事仕振可也
入急事也

入道 寛文七年九月廿七日

永井伊賀守

大藏大臣 藤原 良相 右大臣 藤原 良相

一 加藤伊減反

一 小野谷三郎反

一 清水権之助反

一 小栗左衛門反

一 戸田七之助反

一 久松左衛門反

間宮左衛門反

大草右衛門反

小栗長左衛門反

本村左衛門反

加藤牛之助反

石合條録

延宝八庚申年九月十五日

一 當年来之御鷹使之云云以後お止の旨おしる作色
不喰根の旨おいし根之御代官中へ可なりを以
者今日堀内中守及之御渡の旨を得之志在
く根村へ云々解明し波の成か又ハ繩を
張る成か百姓勝手色作色不喰根の旨
P付の以上

延宝八年申九月十八日

徒 五之傷
大 大御前

伊奈集人及

石田令集

貞享四年丁卯年二月

不喰根の旨おしる根之御代官中へ可なりを以
者今日堀内中守及之御渡の旨を得之志在
く根村へ云々解明し波の成か又ハ繩を
張る成か百姓勝手色作色不喰根の旨
P付の以上

村ノ意度ニテハ...

貞享巳卯

壬午之瑞

二月十六日

佐六右衛門

大備前守

仙 秋泉寺

彦 伯耆守

石齋令集

大成令

伊奈守十所友

元禄九丙子年十月七日

覺

比島見向後お止メテ... 前ノ通リ智願殺生... 亦及早達ハ若人...

新く書致るは、其に決委細書付其新く
以代官并地治事出に限し重賑より可く
り小於七之可為曲事以上
子十月
石之通、山子只今と、以而場、内知所
而、ハ可、存、時、紙、以上

元禄九年十月七日

石令條録

元禄十八壬午年六月

以新場、以新野、道筋、寺社、不及、P、寺社
以新門、前町、屋、洞、大、捕、之、多、之、方、可、被、系
重、山、若、石、洞、至、大、之、之、お、わ、く、ハ、或、ハ、村、中、或、ハ
町、中、を、捕、之、を、在、在、之、之、至、捕、方、ハ、可、以、相、送、以
石、之、紙、支、配、下、ハ、可、以、P、渡、以、以上

六月

右令條録

寶永七庚寅年六月十八日

光

一 以日江戸并邊邊る鳥城より山者より由右邊
山前より山脚より外江戸邊色より鳥
城より山脚止るより山根成城より山頂止
るより山頂止る事

一 奥智丸山城山堀より并偏止る場取ら殺生
跡仕同安事

以上

六月

右大成令

宝正事録
以書付字